

会員各位

公益社団法人東京都柔道整復師会
会 長 瀧澤 一裕
保険担当理事 樽本 修和
保険担当理事 山本 清

レセプトへの継続月数記載について

10月よりの料金改定に伴い、月10回以上の施術について、摘要欄に継続月数記載の義務が課せられておりますが、記載漏れが散見されています。

各レセコン会社のアップデートにより、既に自動入力されるように対応されておりますが、調査の結果2社について10月施術分（11月提出分）に対し未対応であったことが判明されております。

つきましては、未記載の場合「返戻」のケースとなる可能性がございますので、改めて「継続月数」記載をお忘れなく確認をしていただきますようご案内申し上げます。

記載については、継続月数+傷病名+月数（ex. 1月）

以下に、「継続月数」についての概要と注意点、記載例を記入いたします。

【概要と注意点】

- ① 長期頻回施術の目安となります
- ② 月に10日以上 of 施術で記載が必須（各部位ごと1～6か月）
- ③ 初診日が該当月の15日以前の場合、該当月より「継続月数1」と記載
- ④ 初診日が該当月の16日以降は、翌月10日以上施術で「継続月数1」
- ⑤ 「継続月数」の記載は、部位ごとの記載となる
- ⑥ 骨折又は不全骨折の場合は除く（継続月数記載不要）
- ⑦ 月に9日以下の施術で、「継続月数」はリセットされ、記載は不要
- ⑧ 手書き提出の会員は、同様に手書きで摘要欄に記載をお願いします

（添付の申請書記載例をご参照ください）

ご不明な点は都柔整へお問い合わせください（03-3815-0811）